

平成 25 年度第 3 回松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時：平成 26 年 3 月 25 日（火）13：00～14：30

会 場：松江市役所本館西棟 5F 防災センター

出席委員：別紙名簿のとおり

議事・報告：別紙議事次第のとおり

増本原子力専門監)

只今より、平成 25 年度第 3 回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたします。

本日の会議時間につきましては、14 時 30 分には終了させていただきますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

本日、司会を務めさせていただく原子力専門監の増本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は公開により行います。また、本日の議事録につきましては、後日ホームページ等で公開させていただきますのでご承知おき願います。なお、傍聴の皆様にはあらかじめ配布をしております留意事項についてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本協議会会長であります松浦市長がご挨拶を申し上げます。

松浦会長)

本日は、委員の皆様方には年度末大変お忙しい中でございますけれども、この 3 回目の安対協でございますが、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日は 2 つの議題につきまして皆様方にご説明をさせていただきたいと思っております。

1 つ目は「原子力災害時の広域避難計画」でございます。一昨年の 11 月に県の広域避難計画が策定をされまして、松江市といたしましてこの計画に基づいて避難先となります自治体と調整を行ってまいりました。さらに公民館長会、自治会連合会の会長会、校長会、こういった方々からなります地区毎の、あるいは施設毎の課題あるいはご意見、こういったものをお伺いしながら、市関係部局で構成いたしますプロジェクト会議で議論を重ねて詳細な計画を策定をいたしましたところでございます。この避難計画につきましては、先日 3 月 18 日に開催をいたしました松江市防災会議で報告をいたしました。本日は、その概要につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

それからもう 1 つは、「島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性に係る審査の状況について」でございます。昨年の 11 月に、中国電力のほうから安全協定に基づきます事前了解願いがあったところでございます。この島根 2 号機の安全審査の申請につきまして、前

回の安対協でも皆様方から色々な意見をいただきました。こういったご意見を踏まえまして 6 つの要請事項として取りまとめ、これを添えて申請をすることといたしましたところでございます。これを受けまして、中国電力では（昨年）12 月 25 日に原子力規制委員会に申請がなされまして、現在審査が行われているということでございます。本日までに 4 回の審査会合が行われたと聞いておりますけれども、今日はこれまでの審査状況につきまして中国電力のほうから説明をしていただきたいと思いますと思っております。

どうぞ委員の皆様方には、ご質問、ご意見をいただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

増本原子力専門監)

ありがとうございました。それではさっそく議事に入らせていただきます。協議会要綱の規定に基づき、議長は会長である市長にお願いいたします。

松浦会長)

それでは会議次第に従いまして、議事進行を務めさせていただきます。最初に議事の進め方でございますが、事務局のほうから説明をお願いします。

成瀬原子力安全対策課係長)

原子力安全対策課の成瀬でございます。私のほうから本日の議事の進め方について、ご説明させていただきます。本日の議事は会議次第にございますように、始めに「議題（1）松江市原子力災害広域避難計画について」を事務局からご説明をさせていただきまして、質疑応答の時間を取りたいと思います。続きまして、「議題（2）島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性に係る審査の状況について」を中国電力からご説明いただき、その後質疑応答の時間を取りたいと思います。

ここで中国電力から、本日お越しいただきました方をご紹介いたします。古林島根原子力本部長でございます。

中国電力(株) 古林島根原子力本部長)

古林です。よろしくお願いします。

成瀬原子力安全対策課係長)

岩崎発電所長でございます。

中国電力(株) 岩崎島根原子力発電所長)

岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

成瀬原子力安全対策課係長)

長谷川副本部長でございます。

中国電力㈱ 長谷川島根原子力本部副本部長)

長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

成瀬原子力安全対策課係長)

川本専任部長でございます。

中国電力㈱ 川本専任部長)

川本でございます。よろしくお願いいたします。

成瀬原子力安全対策課係長)

よろしくお願いいたします。以上でございます。

松浦会長)

それでは事務局のほうから、「議題（1）松江市原子力災害広域避難訓練について」説明をお願いします。

古藤原子力安全対策課長)

原子力安全対策課長の古藤でございます。本計画書のほうは 110 ページの構成で作成しているものでございますが、本日はお手元に配布をさせていただきました資料 1-1「松江市原子力災害広域避難計画のポイント」でご説明をさせていただきたいと存じます。

1 枚開いていただきますと、「1. 広域避難計画の策定方針」でございます。こちらは4つでございます。まず「(1) 全住民の広域避難実施を想定」ということで、最終的に市内全域の住民が広域避難を行なうことを想定しております。「(2) 一定の地区単位毎の避難先等の設定」ですが、福島事故の反省を踏まえまして、地域コミュニティの維持をしていかなければならないということで、支所、公民館単位での避難先を設定しております。「(3) 避難のルールの設定」。「どこの地区が」、「どこに集合し」、「どの道路を通過」、「どこに避難するかを」、一定の地区単位で定めております。「(4) 様々な防護措置を考慮」ということで、広域避難は最終的な防護措置でございまして、避難に限らず住民の安全を確保しつつ、住民が無用な被ばくを受けないという目的を達成するという観点から屋内への退避や飲食物の摂取制限など、こういったものを組み合わせて合理的、効率的な防護措置を取るということを考えております。

次のページでございます。「2. 原子力災害対策重点区域」は、昨年の 3 月に県の防災計画で定められた区域でございまして、発電所から 5km 圏内を PAZ ということで、特定の事

故時に直ちに避難等を実施する区域。そして 30km 圏内、UPZ は環境モニタリング等の結果を踏まえ避難等を行なう区域でございます。こちらのほうの図面を見ていただきますと、地図の青い部分、これが PAZ でございます。肌色の部分が UPZ ということで、この右側の枠の中に書いております。これが地区別を示したものでございます。PAZ は鹿島地区、島根地区の一部、生馬地区の一部、古江地区の一部ということでございまして、UPZ は PAZ を除く市内全地区ということでございます。

次のページを見ていただきたいと思います。「3. 情報連絡体制」でございます。きちんとした正確な情報を住民の皆様にお伝えする、このことが一番重要、大事なところと考えております。こちらの図を見ていただきますと島根原子力発電所、左のほうに書いてございますが、こちらのほうから事象があれば最初に連絡が来るということで、上のほうの国の原子力災害対策本部、そして右側に書いてありますオフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会、そしてその下に書いてあります松江市のほう、ここの情報の共有を図り直ちに市のほうにも連絡が入るということでございます。松江市の左下に書いてございますように、松江市のほうから関係機関、学校・幼稚園・保育所(園)・社会福祉施設等、そして松江市の下に書いてございます《災害情報の共有》で、支所・公民館と、ここに情報を連絡することとしております。また、この右側に書いてございますのは、住民の皆様への情報伝達手段としまして「報道《TV・ラジオ》」、そしてその下の松江市のほうからは《防災メール》、ずっと下がっていただきますと下の方に《屋外スピーカー》とか《広報車》などがあるということでございます。また隣近所の助け合いによりまして、口頭での伝達などによりまして、複数の手段で確実に住民の皆様にご伝えることが大事と考えているものでございます。

次のページでございます。「4. 事故発生から広域避難までの流れ」ということでございます。ここに記載しておりますのは、今回の避難計画で新たに入った概念でございます。左側のところで、赤で事故発生から EAL1、EAL2、EAL3、というふうな形で、これは発電所の設備の状況がどんどん悪化している段階で、放射性物質はまだ放出されていない段階・状況でございます。その下の原子力災害発生ところで放射性物質が放出されるという時間的な流れでございます。表の上のほうに PAZ、UPZ がございますが、PAZ は近いところ、UPZ は遠いところ、こちらのほうは面的な拡がりを表しております。

この表で見ていただきたいところは、いよいよ避難ということでこの EAL2、施設敷地緊急事態になりますと、PAZ の施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施ということでございます。ここの施設敷地緊急事態要避難者とは、このページの一番下に※印で書いてございます。原子力災害の専門用語でございますが、「入院患者などの要配慮者のうち、避難の実施に通常以上時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない方や、安定ヨウ素剤の服用が適さない方など注意を要する方」ということでございます。もう一度、表の方に戻っていただきますと EAL2 のところで、PAZ の学校・幼稚園等は PAZ 外に設定された緊急退避所へ避難を実施するというところでございます。こちらのほうは、後でまた別途

説明をさせていただきます。

そして事態が進みますと、EAL3 ということで全面緊急事態ということになりますと、PAZ の全住民は避難をするといこととでございます。そしてさらに事態が進展し、原子力災害の発生ということで放射性物質放出後ということになりますと、こちらのほうは UPZ のほうでございます。500 μ Sv/h を超えた地域は、避難を即実施ということとでございます。また UPZ で 20 μ Sv/h を超えた地域は、食物摂取制限と共に、1 週間以内に避難していただくこととなるものとございます。この表は段階的に避難していただく、時間的・面的な実施行動を示させていただいたものとございます。

次のページをお願いいたします。「5. の広域避難のルール」でございますが、どう避難をしていくかということとでございます。まず「(1) 一般の住民、在宅の要配慮者の広域避難」についてでございますが、こちらのページの下のところと四角く破線で書いてある部分がございますが、大半の住民の皆様は自家用車により避難されるということを想定しておりますが、自家用車による避難が困難な住民の皆様につきましては、行政が準備するバス等により避難することを考えているものとございます。またこの図面の中程、右側に赤く囲ったところに避難経由所というものを書いております。こちらのほうは避難先自治体へ広域避難を行なうにあたっての目的地となるものとございまして、多くの駐車スペースを持ちまして、比較的わかりやすい大規模な施設を選定しているものとございます。そうしますと、こちらの図面で説明をいたします。自家用車で避難される方ということで、まず自宅のほうから、避難ルートに従っていただきまして避難先自治体の避難経由所に到着していただくということとでございます。そちらのほうに到着していただきますと、受入自治体で順次開設されます避難所のほうに案内をされて避難をするという流れでございます。そしてその下のバス避難者。バス避難者につきましては、自宅のほうから徒歩などによりまして一時集結所、こちらは行政で用意いたしますバスが来るところとございます。こちらのほうからバスに乗っていただきまして、先程の自家用車避難と同じく避難ルートに従っていただきまして、避難経由所のほうを目指していただくということとでございます。避難経由所の下のところと緑で広域福祉避難所と書いてありますが、こちらのほうは冷暖房、バリアフリーの整った避難所とございまして、こちらのほうには避難行動要支援者、配慮が必要な方、こういった方が避難される避難所ということと用意してあるということとでございます。バスにつきましては島根県のほうで用意・確保するということになっておりまして、国に対しまして支援の要請を続けておられるといった状況でございます。

次のページでございます。「(2) の社会福祉施設入所者の広域避難」そして「(3) 病院の入院患者の広域避難」ということとございまして、こちらのほうは特に配慮が必要ということとございまして、先程の一般避難でございました一時集結所や避難経由所を介さずに、直接広域福祉避難所や病院のほうに避難をしていただくこととしているものとございます。避難手段としましては、福祉車両や自衛隊車両等で避難していただき、いよいよとなればヘリコプターにより避難していただくことも考えているものとございます。

次のページをお願いいたします。次のところで、「(4) 学校・幼稚園・保育所（園）の広域避難」についてでございます。こちらのほう、PAZ の学校等につきましては、EAL1、警戒事態となった場合は保護者に生徒等を迎えに来ていただくこととしておりますが、事故が急速に進展し施設敷地緊急事態 EAL2 となった場合は、これは松江市独自の考え方でございますが、学校に残っている生徒等は一旦 PAZ 外の緊急退避所、松江市総合体育館のほうに市が優先的に確保したバスによって避難し、保護者に引き渡すこととしているものでございます。そして一番下のところに書いてございますように、UPZ の学校等につきましては施設敷地緊急事態、EAL2 となった時点から保護者に迎えに来てもらうなど確実に保護者への引き渡しが可能で帰宅させることとしております。周辺の放射線量が上昇した場合は、各学校等が所在します地区毎に割り当てられた避難先に広域避難し、避難先で生徒等を保護者に引き渡すこととしております。

次のページでございます。こちらのほうは「6. 地区別避難先」としまして、平成 24 年に島根県により松江市の割り当て、ピンクのところを示されました。こちらのほうには鳥取県のところも入ってございますが、こちらのほうは予備として確保されているところでございます。

次のページでございます。こちらのほうは松江市内の全 29 地区が島根県内中西部、岡山県、広島県の 29 の市町に受入れていただき避難するということで避難先を示しているものでございます。これだけのところが確保されているということでございます。

次のページでございます。「7. 広域避難に係る体制」でございます。先程「4. 事故発生から広域避難までの流れ」のところで見いただきました表と似たものでございますが、左のほうは事故の進展の流れ、右のほうは市の体制がどうなるかということで載せさせていただいております。市役所本庁の体制、支所・地区（公民館）の体制を記載しております。まず事故が発生した時点で、本庁と PAZ の鹿島・島根・生馬・古江では原子力事故対策会議を開催することとなります。そして EAL2、施設敷地緊急事態になりますと、本庁と PAZ、UPZ の全てで体制強化しまして、災害対策本部を設置することとしております。事象進展で避難が必要になった時には現地災害対策本部に移行することとしております。支所・地区（公民館）の災害対策本部から現地災害対策本部に移行しますのは、支所・地区（公民館）の災害対策本部が地域の方と市の職員が一緒になって構成するものに対しまして、現地災害対策本部は市の職員で構成し、住民の皆様の避難実施を行うこととしているものでございます。

次のページでございます。こちらのほうには市の原子力事故対策会議、右側に支所原子力事故対策会議、下のほうには地区原子力事故対策会議ということで構成を記載させていただいているものでございます。

次のページでございます。こちらのほうには市の災害対策本部の構成でございまして、市長をトップとした構成を記載しているものでございます。

次のページでございます。「8. その他」ということでございます。スクリーニングと安定

ヨウ素剤についてでございますが、まず「(1) 汚染スクリーニング及び除染」についてでございます。今、国の方針で決まっておりますのは、30km 圏外にスクリーニング会場を設置するというのと、そこで除染しようということでございますが、これから県のほうで具体的な場所などを検討される段階ということでございます。「(2) 安定ヨウ素剤の配布及び服用」につきましては PAZ・UPZ 共に一時集結所で配布する事としております。PAZ の配布時期は、基本的には施設敷地緊急事態 EAL2 となった時点としておりますが、原子力発電所の事故が早期に進展することが見込まれる場合は、警戒事態から配布することとしております。全面緊急事態に至った場合において避難を実施する際に、国もしくは県、市の指示のもと速やかに服用することとしております。UPZ の配布時期につきましては、UPZ のほうが広範囲であり、配布に時間を要すると考えられるということから、EAL2、施設敷地緊急事態と判断された時点から準備し、配布態勢が整い次第配布することとしております。原子力発電所の状況や放射性物質の放出による環境の放射線量の上昇等に応じて、避難等の防護措置が行なわれる際に、こちらのほうも国、県、市の指示のもと服用することとしております。なお、PAZ 内の事前配布につきましては、現在島根県が中心となられて検討を進められているところでございます。

次のページでございます。「参考 1 松江市原子力災害広域避難計画の構成」でございますが、こちら本書のほうでございまして、序章では目的、背景を記載しております。そして第 1 章では、原子力災害対策の基本事項として防護措置、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域、防災措置の実施基準 EAL、OIL など原子力災害の基本的なことを記載しているところでございます。第 2 章の住民等の広域避難のところが一番重要なところでございまして、具体的な行動をどう取るかを記載しております。住民避難における市の方針、広域避難計画の策定方針、住民への情報連絡、事故発生から広域避難までの流れ、広域避難のルール、地区別避難先などをまとめております。第 3 章は広域避難に係る体制としまして、市役所の広域避難に係る体制、避難先自治体の避難者受入れに係る体制と主な業務を記載しております。以上の 3 章構成で計画書を作成しているところでございます。

最後のページになりました。「参考 2 地区別避難先一覧（詳細）の一例」ということで、こちらのほうは鹿島地区をサンプルに載せておりますが、松江市内全 29 地区同様に作成しております。この表には公民館区、地区の人口、一時集結所、その右側には避難ルート、その右に避難先の自治体名、そして目的とする避難経由所まで細かく記載をしているところでございます。

以上避難計画について説明させていただきましたが、この計画につきましては、今後も避難訓練などを通じて抽出されます課題を踏まえまして、実効性のさらに高い計画に見直して行きたいと考えております。市民の皆様への周知につきましては、市内 29 地区毎の避難先までのルートを示しました分かりやすいパンフレットを作成しまして、全戸配布することとしております。また市内 29 地区の公民館、自治連単位での住民説明会を開催しまして、周知を図ってまいりたいと考えております。松江市原子力災害広域避難計画について

の説明は以上でございます。

松浦会長)

それでは、只今広域避難計画について説明がありましたけれども、ご質問なりご意見がございましたらお願いしたいと思います。

木村委員)

一番気になるのは、福島事故の時に結局 SPEEDI の放射能の拡散予測というのがなかなか発表されなくて、飯舘村に、わざわざ放射線量の多いところに逃げていったわけです。この計画の中に放射能の拡散予測とか SPEEDI を使った、他にもあるのかもしれませんが、それはどのようにして私たち住民に伝達されるのでしょうか。1つはその事。

それとどこが本部になるのか、オフサイトセンター、県庁、市役所、というようなところでございますが、緊急事態が発生した時にオフサイトセンターも県庁も市役所も、本当に原発のすぐ傍にあるわけで、その本部自体が移転をしないといけない事態が想定されると思うのですが、そのことについてどのようにされているのか。とりあえずこの2点をお願いします。

増本原子力専門監)

お答えいたします。

まず SPEEDI の件でございます。避難の判断をする、あるいは屋内退避の判断をする時に、SPEEDI のデータを使用する予定は今ございません。島根県のほうで今モニタリングポストを増強しておりますけれども、あくまでも環境放射線がどうかというような実績を見て、実態を見て防護措置の判断をし、市民にお伝えをするということを考えてございます。

それと本部の件でございますけれども、市の場合であればここが災害対策本部になるわけでございますけれども、まずはここで指揮をとっていくということでございます。いよいよ線量が高くなって避難しなければならないというような事態が生じますけれども、そういった時には代替市役所、代替施設というところを検討していくということで考えてございます。以上でございます。

松浦会長)

他に。どうぞ。

青山（眞）委員)

恵曇自治会の青山です。この災害計画・避難計画が作られたのは、前提というか知見として、東日本大震災を受けて新しく作られたものだと思うわけです。その中で、これには原子力災害だけが載っていますが、津波がなぜこれに付帯していないのか。今回の知見を

反映するならば津波とセットでものを考えないと、後の避難とかが非常に難しくなるのではないかと思うのですよ。これだけの原子力災害が起きるのならば、当然大きな津波が来てしかるべきだと思うのです。この中で一時集結所というのが、先程の説明の一番最後の欄に載っていますが、この一時集結所が津波対策、津波が来た時に対応できる場所なのかどうか。少なくとも恵曇老人福祉センターを見ますと津波が来た場合には、ひとたまりもない場所であるわけです。したがって今回の避難は少なくとも津波と原子力災害、これがセットでなければいけないやつだと思うわけです。

つまり、原子力災害が起きるような状態ならば、地震の強度が強いわけですから、当然として大きな津波も来ると、セットで考えなければ本当の避難実施がむしろ仇になってくるのではないか、という気がするわけなのです。その辺のところをしっかりと押さえた上で避難計画とかそういうものをご説明していただければなと思います。以上です。

増本原子力専門監)

只今いただきましたご質問についてでございます。概要のほうではそこら辺の話はさせていたしておりませんけれども、本文がございます。松江市原子力災害広域避難計画、下のほうにページが打ってありますけれども「2-4」ページをお開きください。そこに「6. 複合災害への対応方針」ということで書いてございます。これは細かくまでは書いてございませんけれども、その下に「(1) 人命最優先の対応」ということで、確かに津波が来ましたときに原子力災害への対応をどうするかというよりも、これは一刻を争いますので、津波対策ということでまず高台に逃げていただくというようなことが優先されようかと思えます。自然災害につきましては、津波だけではなく地震あるいは風水害等もございます。これらの自然災害についてはまた別途、地域防災計画というものを作ってございますけれども、あくまでも人命を最優先、最適な方法はどうかというようなことで、まず対処しなければいけないところから対応していくというところでございます。その辺をご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

松浦会長)

ではまず手前の方から。

山本(和)委員)

避難先の選定の時に、先程も風向きの話が出ましたが、避難先自体が風下になる場合が想定されるのですが、その場合避難先が決まっていたらどうしてもそこに逃げるようになると、この計画ではその場所だけしか指定されていないので、混乱が生じるのではないかと思うのですが、避難先、風向き次第によって放射能の行く先を考えて、別の避難先というものも選定しておく必要があるのではないかと思います。それと仮に地震が起きた時の事故として、余震や津波というものが1回では収まらず、かなりの時間をおいて2回、3回

来ることも想定されます。そういった場合に避難場所や屋内退避の実施や避難ルートの再調整というものがされるというように聞いておりますが、実際に避難が遅れることになるのではないですか。その再調整を待ってから避難をするということになると、避難が遅れて、事故が、住民の被ばくが発生するのではないか、住民の被ばくが余計に大きくなるのではないかと思うのです。

それと PAZ のところで、警戒事態となった時点で、学校とか幼稚園においては保護者に対して迎えを要請するとなっておりますが、大きな地震が発生した場合に保護者が子供さんを迎えにスムーズにやって来られるかどうか、市はその時間をどれくらい見ておられるのか、シュミレーションなどはしておられるのか、そういったことをまだしておられないのならすべきことではないのかというように思っております。また、くにびきメッセとか総合体育館が避難先として PAZ 外に設定されるということなのですが、これも地区によっては風下になる可能性、くにびきメッセや総合体育館が放射能の行き着く先になる、行き着く方角になる場合もありますが、その場合ここしかないというのはやはり不合理な点ではないのでしょうか。もっと多方面の場面も考える必要があるのではないか。その場合、多方面の場合にはやはりそれなりの避難方法、交通も含めたものを考える必要があるというようにも思います。

また UPZ で毎時 $500\mu\text{Sv/h}$ とならなければ、ただちに避難できないのかという、これはどう考えておられるのかということもちょっと聞きたいと思います。それと UPZ、

松浦会長)

手短にお願いします。

山本(和)委員)

時間が設定されているのは分かるのですが、大事なことが説明不足なのでこちらのほうからお聞きしているところです。PAZの方が避難されるのを、UPZの方が指をくわえて見ておられますでしょうか、本当に。近くのほうの人は、逃げられる人を見て、「自分らはまだ命令が来ないから待っていても良いのだ」と判断をされると、市は本当に、本気で思っておられるのですか。こういったことについても、非常に問題のある策定方針なので、是非、市民の実地的な意見、考え方、ああいう避難をしたい、こういう方法で逃げたいといったことについて、市は真摯な意見を出してもらって、それを受け止める。その上で避難計画の策定に入るべきではないかと思うのですが、ただ住民説明をするという形だけではちょっと不十分であり非常に不満に思うところですが、そこの辺はどうでしょうか。

増本原子力専門監)

只今、頂戴いたしましたご質問についてでございます。避難先が風下だった場合どうするかということでございます。まず避難ルートでございますけれども、一応今設定はして

ございます。もし非常に危険な状態の線量が避難方向にあるということであれば、避難ルートを若干変更させていただくというようなことはございます。それから避難先でございますけれども、十分距離は取っているつもりでございますが、先程のポイントでご説明しましたけれども、鳥取県のほうにも避難先として予備で取っているというようなこともございますので、その時の状況によって避難先も微修正させていただくということは考えております。

それから、余震が起こって、2回、3回とかというようなことがあった場合避難が遅れるのではないかとというようなこともあろうかと思えますけれども、確かに自然災害のほうを優先させていただきますので、避難が若干遅れるということは考えられると思えますけれども、なるべく放射線障害の影響を受けないように適切な指示を出していきたいというように考えております。

それから、保護者の方がスムーズに迎えに来られるかということでございますけれども、このところは確かにそういうことを想定いたしまして、学校の避難のところでご説明いたしましたけれども緊急退避所、総合体育館というところ、まずここに退避する、避難するということを考えたところでございます。

それから、それでは総合体育館が風下になると放射線量が高くなるのではないかとというようなお話でございましたけれども、この総合体育館に移動するタイミングではまだ放射性物質は放出されていないというように考えております。もちろん総合体育館で周りの環境が悪化して、放射線量が上がってきたと、そういう場合には、もちろん即座に総合体育館のほうから避難先のほうへ避難するということを考えてございます。

それと、色々あったのですが、PAZの方が避難するときにUPZの方も避難するのではないかとということでございますけれども、これにつきましては、これからまた29地区にこの広域避難のご説明をしてまいりますけれども、原子力災害というものがどのようなものか、福島事故がどのように進展していったのかというようなこともお話ししながら避難のタイミングというもの、避難指示というものは松江市役所、あるいは県といったところの指示をきちんと聞いていただきたいということをお願いしてまいろうかと思っております。

松浦会長)

住民説明というのはこれからまずしていく必要がありますので、今お話がありましたように市民のみなさん方から色々なご意見も出ると思います。そうしたものも今後の、これは完成ということではありませんので、先程申し上げましたようにそうしたご意見、あるいは今後の避難訓練とか、あるいは国のほうからのこれから色々な指針、こういったものが出てまいりますので、そういったものを、今後も取り込みながらより良い避難計画というものを作っていきたいというように思っております。

石橋委員)

最初に資料 1-1 の「4. 事故発生から広域避難までの流れ」のところで、事故発生から原子力災害の発生、要するに EAL1 から OIL までにどのくらいの時間が掛かると想定しておられるのか。今、規制委員会のほうで審査されている原発では 2 時間から 2 時間半程度で放射性物質を放出する事故に至るのではないかなというようにも言われておりますが、それをどう考えておられるか、どのように思っておられるのかということ。

それからもう 1 点は、宍道断層の長さの問題ですが、この後中電さんのほうからも説明があると思いますが、東端がどうなのかということをもっとはっきり調べろということを確認指示されていると思います。それでもし東端が、言われるように美保湾まで続いているようでしたら、これはその先の鳥取県沖の断層まで 3 連動の断層になる可能性もあるわけですし、そうなりますと、マグニチュード 8 クラスの地震になるのではないかと思います。その場合に本文のほうの 2-24 に学校・保育所の避難ルート、この黄色の避難ルートが全部、活断層を横切っているわけです。そうなるこの PAZ の住民の方々、横切っていないのは松江ろう学校・生馬小学校・生馬幼稚園・松江高専ぐらいで、後は全部避難ルートがこの宍道断層に掛かっております。果たして本当に PAZ の方が、これは横ずれ断層ですから、道路が寸断されたときに短時間で避難できるのか。道路が壊れるほどの大きな地震でなければ原発はまず壊れないでしょうから。本当にこれで PAZ の方たちの安全を守れると思っておられるのかと。

それとその PAZ の、例えば幼稚園・保育所の子どもを迎えに行った方が、そのまま避難をしようと考ええると思うのです。家で待っているのではなくて。そうすればその家族の方たちも一緒に避難をするということになると思います。そういう事態も発生するということも考えておられるのかどうか。お聞きしたいと思います。以上です。

増本原子力専門監)

はい、ただいまご質問いただきました件でございます。EAL から、EAL1 から EAL3 に掛けるの時間はどれぐらいかということでございますけれども、これはもしかすると、非常に早い段階で全面緊急事態、EAL3 になることも、これは全くないとは言えないというように考えております。従いまして、EAL1 は時間がどれぐらい、EAL2 は時間がどれぐらいというようにところまでは、市のほうとしては想定してございません。

ただ、これは福島の実例でございますけれども、福島で津波が来襲いたしまして、全交流電源喪失というような事態になったわけでございます。そのときに、これはひとつの参考でございますけれども、発電所の境界付近での空間放射線量、これが非常に高い数字を示した時間というのが、津波が来襲してから 46 時間後ぐらいということもございますので、津波の後すぐに、2 時間、3 時間後に非常に危険な状態になるということは想定しにくいというように考えてございます。

それから PAZ の方が地震のときに避難できるかというようなことでございます。これも、確かにそういうことはあるかも分かりませんが、先程地震災害、地震があつたとき

は自然災害のほうを優先するというようなお話をさせていただきましたけれども、こういう事態はそのときの状況によって判断していかざるを得ないというところをご理解いただければと思います。

それから PAZ の中のお話だと思いますけども、ご家族も一緒に避難される事態が生じるというようなお話だったかと思います。児童・学生については、ご家族の方と一緒に避難していただくというのが一番の原則であるというように考えているところでございます。以上です。

松浦会長)

もう時間がないので、もしも色々ご意見がありましたら、後からでも何かペーパー等々で出していただければ、あるいは事務局のほうにお話をしていただければと思いますので。大変申し訳ありませんけれども。

それでは、まだまだご意見もあると思いますけれども、次の議題に移らせていただきたいと思います。島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性に係る審査の状況について、ということでございます。それでは、まず中国電力のほうからご説明をお願いしたいと思います。

古林島根原子力本部長)

中国電力島根原子力本部長をしております古林でございます。本協議会の皆様方には平素から当社事業に対しましてご理解、ご協力を賜っております。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。また本日、協議会の場での時間を頂戴いたしまして、重ねて御礼を申し上げます。

冒頭、市長様のご挨拶にもございましたとおり、当社は島根の 2 号機におきまして取り組んでまいりました安全対策につきまして、昨年 12 月 25 日でございますけれども、それまでに松江市様、島根県様のご了解をいただきまして、原子力規制委員会のほうに新しい規制基準に対します適合性確認申請を実施させていただきました。現在、国による厳格な審査が継続して行われているところでございます。これまでにこの審査、審査会合でございますけれども、1 月・2 月・3 月で合計 4 回実施をされたところでございます。今後この審査、本格化してまいりますけれども、当社といたしましては審査に的確に対応し、皆様のご安心に繋がれるように、引き続き新たな知見につきましてもこれを取り入れながら、原子力発電所のより一層の安全性向上に取り組んでまいりたいというように考えているところでございます。

国への申請に当たりまして、松江市様はじめ自治体の皆様方から、審査状況の丁寧な説明等様々なご意見を頂戴いたしております。当社といたしましては、こうしたご意見に対しましても真摯に受け止めて、引き続き誠意を持って対応してまいりたいというよう

に考えております。なお、本日报道等でご承知かと存じますがけれども、島根の 1 号機につきまして、緊急時の対策支援システム、ERSS というように言っておりますけれども、昨日の夕方から国へのデータ転送が不調な状況となっております。ご心配をお掛けしております。1 号機のプラントの状況につきましては把握ができておりますけれども、本件につきまして早急に原因を究明し、必要な対策を執ってまいりたいというように考えております。

それでは本日は島根 2 号機の新しい規制基準に係わる審査の状況につきまして、当社から説明をさせていただきます。説明は副本部長の長谷川が行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

長谷川島根原子力副本部長)

長谷川でございます。それではお手元の資料 2 及び 1 枚ものの参考資料に基づきまして説明をしたいと思います。

捲っていただきまして、3 ページ目をご覧くださいませでしょうか。冒頭、市長様のほうからご紹介がございましたように、当社は昨年 7 月の新規規制基準施行以降、2 号機の申請書を提出すべく関係自治体の皆様とご相談をしてまいりました。その際は種々対応いただきまして、12 月 24 日の申請の了解の翌日、25 日に国のほうに審査書類を提出しております。以降、1 月 16 日から審査が始まっておりますので、今日はその辺りの状況についてご説明をしたいと思います。

4 ページ目まいりたいと思います。冒頭、本部長も申しましたけれども、申請にあたりまして関係自治体様からいただいたご要望・ご指導等が記載してございます。特に 1 番目の情報提供につきましては、現状、審査状況について執行部の皆様に 2 回程直接ご説明の場を設けさせていただいておりますし、また審査会合並びにヒアリングに併せてその都度各自治体のほうにご説明に伺ったりしております。一般の皆様に対してはホームページでの状況報告、あるいは新聞折込等を進めております。今後も適切に審査状況について情報を提供させていただきたいと考えております。2 番目のご要望でございますが、安全対策に引き続き取り組むようにということでございまして、後程参考資料のほうで最近のトピックスについてご説明したいと思います。3 番目の安全協定の問題でございます。周辺自治体の皆様からは引き続き立地自治体並というご要請をいただいております。そして地域防災。昨今審査の進捗に伴いまして、今日もございましたけれどもやはり原子力防災に対する不安・関心が高まっております。当社もそれに対して密接に自治体様と連携して対応するようにとのご要請をいただきました。

続いて 5 ページ目でございます。現状、8 電力会社の 10 発電所、計 17 基のプラントが審査をいただいているという状況でございます。実はこの表のうち、東京電力の柏崎 6・7 号が重複して記載してございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

そして 6 ページ目でございます。昨年末のご説明でも審査の進め方をお話しいたしましたけれども、改めてご確認いただきたいと思います。まずは、申請をいたしますと申請内

容の確認がございます。当社 2 号機についても、第 1 回目の審査会合で改めて当社の申請概要をご説明しております。それが本日この資料の後半のほうにお付けしたものでございますけれども、内容的には暮れにご説明したものとほとんど変わりはないので、今日は説明を割愛させていただきます。

そして、後程ご説明しますが、第 2 回目の審査会合で規制委員会のほうから 2 号機に関する審査の論点が提示されております。そして、その論点に沿いまして現在各論の審査が進められておりまして、私どもの 2 号機は 4 回目まで審査会合が終わっております。この間、実はほぼ毎日のようにヒアリングというものが行われております。既に 30 回近くに及んでおりますけれども、先程申しましたとおりそのヒアリングの内容につきましても自治体執行部のほうには逐次ご報告をしております。また、その内容につきましても規制委員会、当社のホームページにも掲載させていただいております。

今後の予定でございますけれども、規制庁のほうから現状を聞いておりますところによりますと、この破線のところ、審査結果を踏まえた補正申請。そして規制庁側、規制委員会側が審査書案。さらには最近ではその審査書案への意見募集、公聴会等も実施されるようなお話を伺っております。現在最も審査が進んでいると言われております九州電力の川内原子力発電所が、もう少し審査が進めばこの補正申請に及ぶのではないかとというように言われております。この下のほうにあります工事計画認可書、あるいは保安規定認可書については先行の電力会社もまだ審査には及んでおりません。

7 ページ目・8 ページ目で当社の審査体制を紹介しております。現状、原子力部門を中心として全社を挙げて審査への対応を進めておりまして、特に東京の規制庁のほうで審査が進んでおりますので、現在東京支社分室に 40～50 名の社員を常駐させて対応を進めてございます。その分室の写真を、参考までに 8 ページ目に掲載させていただいております。

それでは 9 ページ目から 3 枚に亘りまして、第 2 回の審査会合でいただきました規制委員会からの当社 2 号機の論点をご説明したいと思います。全部で 24 ポイントございましたけれども、1 番目から 6 番目が地盤、地震に関するものでございます。右のほうの資料、関連資料のページが記載してございますけれども、一度ご説明したもののばかりでございます。3 回目の審査会合では陸域の活断層、周辺活断層、基準地震動の根拠となるものでございますけれども審査が行われまして、先程もご指摘がございましたけれども、宍道断層の東と西の端の調査箇所、こちらの妥当性についてもう少し詳しい説明をするようにという指摘をいただいております。

また、先般第 4 回目の審査会合では海域の活断層の審査がございました。その中で、同じく先程お話がございましたけれども鳥取沖西部断層、沖合の西部断層の西端、こちらの止めに関する私どものデータが不明瞭というようなご指摘もございまして、追加調査という形のご指示もございました。この追加調査に対する当社の対応でございますけれども、調査も含めて現在検討中でございますけれども、なるべく早く方針を決めて、またお知らせをしたいと考えております。火山・津波につきましては、まだ論点で留まっております。

て、審査には及んでおりません。

続いて 10 ページ目でございます。竜巻でございます、こちらはまだ審査には入っておりませんが、暮れのご説明では設計竜巻毎秒 69m と説明をしておりましたが、他社の審査状況等を反映いたしまして、実際には毎秒 100m にも耐え得るような設備対応をしていくということを今考えているところでございます。

ご承知の火山、内部火災、内部溢水、まだ審査には及んでおりませんが次の確率論的リスク評価、こちらが今集中的にヒアリングを受けているところでございます。原子炉の燃料が壊れるパターン、あるいは格納容器が破損するようなパターン、そういったものを組み合わせ、色々なケースを組み合わせまして、さらにはその確率を出すことによって危険性、リスクを評価して、そのプラントの弱点、さらには改善点、そして逆に対策を打つことでその辺りを改善していくと、そういう手法の議論が現在進められております。

以下 19 ページからフィルタ付ベントが記載してございます。こちらについては、2 回目の論点の提示の中で粒子状の物質、端的にいいますとセシウム 137 でございますけれども、それ以外のヨウ素などガス状の放射性物質についても取ることを検討すべきではないかという指摘が規制庁側からございました。この席でもフィルタベントについてはご説明して、やはりヨウ素等の除去についてのご質問もいただいております。当社はこういった場でのご意見、あるいは他社の審査状況なども踏まえて、第 2 回目の論点整理も含めまして当社の方針として、今後、現在建設中のフィルタベントにそのヨウ素除去フィルタが付けられないか検討するということも表明しております。暮れのこの場での説明ではお話しをしておりますでしたけれども、その後の情勢でそういった状況に至っているということを改めてご説明いたします。またその席では第 2 フィルタというような発言もしておりますけれども、実はこの第 2 フィルタは今回の規制の要求にございます。昨年の規制施行後 5 年以内に第 2 フィルタを含めた特定重大事故等安全対策施設を作るよという法令要求がございますので、その中での設置を検討している第 2 フィルタについてその場で言及したところでございます。以下、参考資料 11 ページの関連資料、右端「49」と書いてございますが、こちらの訂正を「53」とお願いしたいと思います。53 ページでございます。

それでは、この資料の説明は終わりました、参考資料をご覧いただければと思います。この資料は定期的に当社のホームページに安全対策の工事の進捗状況をご案内するものでございまして、3 月の中程にホームページのほうでご案内をいたしました。

新しいところといたしまして、3 件の話題を掲載しました。まず一番上でございますけれども「水素ガスの処理装置」でございます。従来のご説明でもお話をしておりましたブローアウトパネルという扉の開放以外に触媒を用いた再結合装置、水素を酸素と再結合する装置、こちらの設置もほぼ 2 号機について終わっております。静的というのはモーターとかポンプとか、そういった動力源を使わない自然の空気の流れを利用した装置を示すものでございます。

次が、「免震重要棟」でございます。現状、左の写真にございますようにほぼ建屋が建ち

あがりました。3 階建てでございます。また右のほうは免震構造を支えますオイルダンパー、水平方向に設置されたものの写真でございます。

そして最後が、「耐震補強工事の紹介」でございます。従前より耐震補強につきましては、原子力発電所の耐震性に対するご不安がますます高まることを受けまして、規制以外の自主的な取り組みとして、不断の対応を行っているというようにご説明しております。従来ご説明しておりました排気筒に加えまして、この度配管のサポートであるとか熱交換器の支持構造物の強度強化工事についても取り組むことにいたしました。なお、この際、自主的に 1000 ガルという数値を目標値として設定して、現在可能なところから工事を進めてございます。先般、真夜中でございましたけれども伊予灘沖で地震がございました。松江市でも震度 3 を観測されましたけれども、島根の原子力発電所の地盤ではその際測定されたガル数は 2 ガル程度でございますので、いかにこの 1000 ガルというのが高い数値であるかご理解いただけるのではないかと思います。引き続きこういった安全対策を進めてまいりますし、また審査に対しても真摯に対応してまいりますので、引き続きご指導をお願いしてご説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

松浦会長)

それでは只今の説明に対して、ご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

高山委員)

島根原発の地震対策については、かねてから市民が不安に思っているところがありますので、その調査されるかどうかを今検討しておられるということですが、調査されたとしたら速やかに住民に説明していただきたいと思うのですけれども、これはお願いできるのでしょうか。活断層の調査結果に関する住民説明会のようなものは開いていただけるのでしょうか。

古林島根原子力本部長)

古林でございます。元々今回の協定に基づいての事前了解の時に、地域に皆様にわかりやすく説明をというようにご指示をいただいております。今後どういう形になるか自治体の皆様とご相談しながら進めてまいりますけれども、少しでも分かりやすくご説明できるように対応してまいりたいというように存じております。以上です。

松浦会長)

他に、まだご発言いただいている方でご意見はありますか。

はい、どうぞ。

石橋委員)

中国電力の活断層調査に対しては、当初から非常に疑問を持っております。というのは佐陀本郷のトレンチ箇所、中電の言い分では「あそこには活断層はありません」ということでした。ところが、この宍道断層の図面では「ある」というようになっております。それは、「あのトレンチの箇所よりも北のところへ数 10m 行ったところにあるはずだ」という地元の大学の先生の指摘があつたにも関わらず、ないところを探して掘って「ありません」と言われました。また東のほうも、「ない」と言っていたのを広島大学の中田先生が掘り当てて、渋々認めるという態度です。これは中国電力に活断層の調査は任せられない。ここは県とか市が責任を持ってやるということでない限りは住民は絶対に納得しないと思いますが、その点はどう考えておられますか。

古林島根原子力本部長)

断層調査に関するご指摘でございます。先程もお話をさせていただきましたけれども、第 3 回目の審査会合におきまして陸域について規制委員会にご説明をさせていただいております。本件につきまして追加調査の要請というのはまだ出ておりません。もちろん調査の結果についてのデータの説明というものを求められている状況でございますので、今後その状況につきまして、データを補強して説明をさせていただく予定でございます。以上です。

石橋委員)

市のほうはいかがですか。市とか県とかは、そんな気はありませんか。

松浦会長)

いいえ、全然ありません。

他にございますか。はい、どうぞ。

山本(和)委員)

活断層の件ですが、中国電力さんは規制庁からの要請というか、調査自体の要請ではないかもしれませんが、説明不足のところを説明しろという時に、詳しく説明する場合に、場合によっては活断層の調査をしないということですが、検討中で調査するか、しないかという、先程の説明ではそれも含めて検討すると言っておられたので、実際には「活断層調査をしない」という選択肢も考えておられるということですか。それはちょっとわれわれ住民は納得できないというように思っております。とても重要な事項です。

それと、中電さんは最新の知見ということばかりよく言うておられますけれども、その最新の知見で見つけられなかった例が何度もございますので、中電さんがいっしょにやっ

ておられる学者さん以外にも、きちんと活断層を見つけられた大学の教授さんたちも入れて、調査をするのでしたらその方々の意見も取り入れてやるべきだと私どもは思っております。もちろん市が調査をする気が全然ないというのは、結構ふざけた話ではないのかと。市の責任放棄ではないかと思っていますので、是非、中電さんの調査に不手際があることが明白になれば、市も県も当然のごとく自分たちで調べるのだという、住民安全の側に立てばそういったことは必ずする必要があると思うので、その辺も絶対にやっていただきたい。やらないというのでしたら、こういった会議などはする必要がないというように思いますので、その辺を市長に再考をお願いしたいです。

松浦会長)

それは、あなたの考えだと思いますが。

山本(和)委員)

はい、そうです。ぼくの考えを今日ここで言っています。

松浦会長)

協議は今、規制庁のほうからそういった課題が投げかけられているわけですので、それに対して今中国電力のほうで対応されるということだと思います。その点を調査する、(間で発言あり) ちょっと待ってください。

山本(和)委員)

中国電力さんは調査しない恐れがあると思っております。

松浦会長)

その結果については規制庁のほうで、専門的な立場で、きちんとこれはチェックをされるということになると思います。われわれとしてはそれを、きちんと対応を見守っていく必要があるだろうと、やはりこれは最終的には規制庁を信頼していくということであろうかと思っておりますので、その点はそうにご理解をいただきたいと思いますが。

中電のほうで、何かありましたら。

古林島根原子力本部長)

市長様からもお話がございましたように、今後さらに追加したデータを国のほうにお示しをし、国の厳格な判断の下に対応してまいりたいというように考えております。今後そういった内容につきましても、地元の皆様にご理解いただけるようにわれわれも努力してまいりたいというように考えております。

松浦会長)

他に何かございますか。

はい、どうぞ。

木村委員)

第 2 回の時にも質問をさせていただいたのですが、情報公開の在り方について、前回もベントのことについて構造上のこととか、これで全て資料が公開されているのか。企業秘密とか、テロ対策とかあるので出せないものがあるというお話だったのですが、それがこの第 2 フィルタの話であり、水に溶けない希ガス、ヨウ素の除去装置を考えていたのにも関わらず、あの時答えていただけなかったと。市長も、私が質問している途中で止められてしまったのですけれども、中国電力、規制庁、そして松江市、この 3 者が、私たち住民の預かり知らないところで、秘密に色々ヒアリング等をなさって進められているのではないかと。このフィルタベント、第 2 フィルタの話を、私たちが第 2 回の時に質問をしたときになぜ答えられなかったのか、そういう情報公開に対して後ろ向きな秘密主義であるところについて、どう反省し、これからどうされるおつもりなのか、古林さんにお聞きしたいです。

古林島根原子力本部長)

第 2 フィルタならびに、希ガス、ヨウ素に対する対応についてのご指摘でございます。年末暮れの説明会の場におきましては、第 2 フィルタに言及はしておりませんでした。また第 1 フィルタの、そうした規制委員会からのご指摘に対する対応の希ガス、ヨウ素につきましても、当時ご説明ができなかったということで、誠に申し訳なく思っております。当時、申請の内容についてのご説明というスタンスで、その中身について分かりやすく説明をすべきというスタンスでご説明をさせていただきました。第 2 フィルタというのは、法律に基づいて改めて設置許可申請というのを行わなければならない。そういうプロセスが待っているわけでございます。そうした中で第 2 フィルタの仕様が固まりましたら、われわれとしてもご説明をさせていただけるものというように考えております。また第 1 フィルタにつきましても、細かな仕様そのものが確定できておりません。今検討しておりますので、こうした中身につきましても、またこうした機会を設けて説明させていただくチャンスがあらうかとは思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

木村委員)

企業秘密であるから出せないというようなご発言だったのですが、その点についてはどうお考えですか。

古林島根原子力本部長)

フィルタベントといいますのは、当社がメーカーに発注をして設置をするものでございます。そうした設備につきましては企業のノウハウというものがございまして、当社からは公表できない部分も一部ございます。そうしたものについてはご理解を賜りたいというように思っております。以上です。

松浦会長)

他にございますか。

はい、どうぞ。

橋委員)

中国電力にお訊ねしますけれども、海底活断層の 2 カ所の再調査を要望されたというように報道がされています。その 2 カ所の再調査というのは、どういうものなのでしょうか。今のお話を聞くと非常にデータのと言うか、文献的と言いますか、そういうものに留まって良いのでしょうか、そこら辺をどのように考えておられるのでしょうか。やはり再調査をと言われれば、市民の皆様も我々も、もう一度その場所をきちんと掘ってみるというか、きちんと調査をするというのが当然ではないのでしょうか。そこはどのように受け止めてどういう対応をされるのでしょうか。

川本専任部長)

中国電力の川本です。若干話が錯綜しているようなのですが、簡単に言いますと第 3 回の審査会合で陸域の、要は宍道断層関係の審査をいただきました。その際につきましては、先程長谷川あるいは古林がご説明をしましたが、両端の止めの部分について調査地点の妥当性、それから調査方法の妥当性についてもっと分かりやすく説明するように、これは今持っているデータをもう少し、しっかりお示しをしたいというようにお答えをしたところでございます。先程ございました海域活断層につきましては、第 4 回の海域の活断層評価の際に鳥取沖西部断層の西端についてもう少し精度の良い、誰が見ても分かるようなデータが必要だから、調査も含めて検討していただきたいというコメントがありまして、その件につきましては調査という言葉、コメントをいただきましたので、その鳥取沖西部断層の西端につきましては、調査をすることも含めてできるだけ早く当社の方針をお示しいたというようにお答えしているものでございます。以上でございます。

松浦会長)

他にはございますか。今、委員の皆様方からご指摘がありましたように、やはり中国電力のほうもこの規制庁との色々なやりとりについて、私どもにお話をしていただいたこと以外で重要な決断をしたり判断をしたりというような場面が色々でてくると思いますので、

そうした場合にはですね、やはりこうした安対協の場であるとか、あるいは議会等々で我々に適宜説明をしていただくように、それは是非私のほうからお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他にはございますか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。簡単にやってくださいね。

山本(和)委員)

活断層のデータの中に、調べたけれど分からない部分とか空白の部分というのはございますでしょうか。これは中電さんへの質問です。

それと、市長さんにお願ひがあります。いつも時間がないということで質問を制限されたり、端的に端的にということと言われております。ちょっと今日辺りも多少時間がございますのに、端的に切り上げろと言わんばかりのコメント、注意をいただいております。もし時間がないのであれば、はじめから少し長い時間を設定していただいて、委員からの意見等が十分に出せるような時間設定をしていただだけませんか。そうしていただいて討議と言いますか、中電さんの説明等、市長、市の説明等を十分に聞く時間等もできると思います。当初の説明だけで何十分も使う。でも質疑応答の時間が非常に少ないということは前回も前々回もございましたので、その辺を市のほうとしては考えていただきたいと思います。

松浦会長)

とにかくまずはですね、質問なり何なりは端的に質問内容を言っていたきたいと。前触れは結構でございますので端的に質問してもらいたいということをまずぜひご協力をお願いしたいというように思います。

それから時間がないということで、これは大変申し訳ないと思っておりますが、いずれにしてもこうした会議を開く場合にはどこかで時間を切つていかないとできません。色々皆様方にも予定があるわけですので。それで、大体いつも 1 時間半ということでやっております。もしもこの場で言えない、言い足りないということがありましたら、先程も申し上げましたように、何か事務局を通してでも結構でございますので、色々な質問なりそうしたものをを出していただいて、それに対してまた後日ご回答すると、そういう形でやらせていただきたいというように思っておりますので、ぜひご協力の上、よろしくお願ひ申し上げます。

それではどうぞ。

川本専任部長)

中国電力です。先程の当社の活断層データに空白の部分があるかというようなご質問に関してですが、機会がある度にご説明していると思いますが、ご存知のとおり活断層調査

は文献調査、それから変動地形学的調査に始まって、最終的に活断層がありそうなところはトレンチ調査まで行うという、そういった広い範囲からだんだん狭い範囲を限定して、発電所周辺全体について調査データを有しておりますので、今のお答えになるかどうか分かりませんが、そういう形で活断層については調査を行っております。

山本(和)委員)

空白の部分はないということですね。

川本専任部長)

はい。要するに調査の程度の差こそあれ、発電所周辺域についてはデータを持っているというお答えになります。以上です。

石橋委員)

すみません、端的に言います。

そうしますと、佐陀本郷についてもきちんとしたデータがあるということですね。活断層がここにあるという。空白部分がないと言われますが。

川本専任部長)

佐陀本郷につきましても反射音探査とかボーリング探査等を行って、最終的にトレンチも行っておりますし、最近でございましたら、さらに西側の廻谷とか古浦のほうではボーリング、それから海上音波探査等を実施してデータを有しております。

石橋委員)

それを「ない」と言うのですよ。佐陀本郷にはないのでしょうか。お宅のデータでは。

川本専任部長)

時間が迫っているようですけども。今おっしゃっているのは活断層として評価していないと。そういうことをおっしゃっていると。

石橋委員)

データがないのですか。

川本専任部長)

きちんとデータを用意しております。よろしいですか。

石橋委員)

それはいつ調べられたのですか。

松浦会長)

予定しておりました議題の時間もきましたので、大変申し訳ございませんけれども、以上で議事につきましては終わらせていただきたいというように思います。皆様方に活発なご意見、ご発言をいただきましてありがとうございました。

今回、広域避難計画につきましてご説明をさせていただきました。先程もお話がありましたようにこの避難計画はこれで終わりということではなくて、継続して見直しを行い、そしてまた実効性を高めていくということでございます。今回いただきましたご意見も、我々として取り入れられるものについては取り入れていくと、あるいは今後の訓練等を通じましてその実効性を高めてまいりたいというように思っております。

それから、中国電力のほうからは今の審査状況につきまして説明を受けたところでございます。国におきます審査はまだ始まったばかりでございます。先程私も申し上げましたけれども、今後皆様方にその内容につきまして適宜ご説明をしていただくようお願いをしたいと、またそういった場を設けてまいりたいというように思っております。今後とも市民の皆様方の安全・安心、一層努めてまいりたいというように思っております。どうぞ皆様方の、なお一層のご協力の程をよろしくお願い申し上げたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

増本原子力専門監)

以上をもちまして、平成 25 年度第 3 回原子力発電所環境安全対策協議会を終了いたします。なお、冒頭に委員の皆様をお願いさせていただきましたアンケートにつきましては、お手数ですが、出口で事務局により回収させていただきますので、お帰りの際お持ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。